

デジタルコードレス電話作業班に係る質問・指摘事項

【第2回作業班メール審議】

資料番号	ページ数	質問・指摘事項	反映箇所	回答
資料 2-4	22	<p>【質問】</p> <p>図の上段[1.4MHz キャリア] (1) で示す[-6dBm/300kHz]の算出根拠を明確にして頂けないでしょうか。 ([-6dBm/300kHz]の値が妥当である根拠)</p>	資料 4-2 P2	<p>PHS 制御 CH への輻射レベルは、キャリアセンスレベル検討に用いる IRF 特性 26dB より、 20dBm - 26dB = -6dBm/192kHz としました。 -6dBm/300kHz は-6dBm/192kHz の誤りとなります。 また、他のレベル根拠とあわせて修正済みです。</p>
資料 2-4	22、24	<p>【指摘事項】</p> <p>図の下段[5MHz キャリア] (1) で示す[-6dBm/192kHz]は誤記ではないでしょうか。 また、P24 に示す表において、PHS 制御チャンネル保護規定で示す各 ch における許容値[-6dBm/192kHz]においても合わせて確認をお願いします。</p>	資料 4-2 P2-7	<p>P22 の 5MHz キャリアで示す-6dBm/192kHz は正しいです。 1.4MHz キャリアの-6dBm/300kHz が誤記でした。 P24 は、正しいです。 別の問い合わせにありますように P22 1.4MHz (1)-6dBm/300kHz は、制限事項の sXGP 規格の(2)-13.7dBm/30kHz と同等レベルであるためP24 と合わせて修正します。</p>
資料 2-4	22	<p>帯域外領域及びスプリアス領域における不要輻射強度の許容値 の 1.4MHz キャリアの部分ですが、各キャリアの隙間の制限レベル (1)-6dBm/300kHz これは、(1) -6dBm/192kHz の誤記と思われませんが、そもそも送信波形は、対象なので、制限事項の sXGP 規格の(2)-13.7dBm/30kHz に包含されるのではないのでしょうか？</p>	資料 4-2 P2-7	<p>1.4MHz のキャリア部分の制限レベルは、ご指摘の通り誤記でした。また、制限事項に包含されるのではないかについては、(1)と(2)は周波数的に重複しており、レベルも同等レベルとなるため修正します。 修正内容は、1.4MHz キャリアの(1)については(2)の-13.7dBm/30kHz と同等レベルであるため削除します。 合わせて P24 表 1.4MHz の帯域外輻射 の $F_c \pm 0.7 \sim 1.7\text{MHz}$ の誤記 -15dBm/30kHz → -13.7 dBm/30kHz と修正</p>

				P24 表の 1.4MHz PHS 制御チャネル保護規定 12ch, 18ch -6dBm/192kHz については帯域外輻射の-13.7 dBm/30kHz と同等レベルのため削除します。
資料 2-4	27	掲載している図面は下記の観点において、適切な図面に差替えが必要ではないでしょうか。 -Rec. ITU-R P. 1283-3 と記載されている -奥村-秦モデルの引用は必要でしょうか。 (引用された図面は、情報通信審議会情報通信技術分科会(第 51 回)の資料 51-3-2 の 27 ページだと思われます。)	資料 4-2 P10	ご指摘の通り、引用ミスでした、 情報通信審議会情報通信技術分科会(第 73 回)資料 73-1-2 小電力無線システム委員会報告書の P33 「図 3.1-2 電波伝搬モデルの適用領域」の絵に差し替えます。
資料 2-4	30	出典の「小電力無線システム委員会報告書:資料 73-1-2 (平成 22 年 4 月 20 日)」という記載は、 「情報通信審議会情報通信技術分科会(第 73 回)資料 73-1-2 小電力無線システム委員会報告書」と記載すると、出典元がわかりやすいと思います。	資料 4-2 P1, 13, 15, 16, 18, 19, 23-26 資料 4-4 P1 資料 4-4 別紙 P1	情報通信審議会情報通信技術分科会の報告資料を参照している箇所については、それぞれ 「情報通信審議会情報通信技術分科会(第 51 回)資料 51-3-2 携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告」 「情報通信審議会情報通信技術分科会(第 62 回)資料 62-1-2 携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告」 「情報通信審議会情報通信技術分科会(第 73 回)資料 73-1-2 小電力無線システム委員会報告書」 という形に修正します。 修正箇所は、資料「sXGP 方式技術的条件案及び他システム干渉_20161005」の p. 1, 13, 15, 16, 18, 19, 23~26, 資料「sXGP 方式キャリアセンスレベルの検討_R2.2_201610104」の p. 1, 資料「sXGP 方式キャリアセンスレベルの検討_(添付 1)計算方法の説明_R2.2_20161004」の p. 1 となります。

資料 2-4	30	<p>KDDI 伊藤構成員からも指摘があったとおり、「sXGP 方式移動局との与干渉・被干渉については干渉計算において人体吸収損が見込めるため、干渉検討は基地局のみとする」という記載の根拠について説明をお願い致します。</p>	資料 4-2 P11-13, 20-26	<p>当初、移動局は基地局に比べて人体吸収損を見込むことができるため、基地局のみの干渉検討を行えば移動局の干渉の影響はそれに含まれると考えていましたが、改めて sXGP 移動局との与干渉・被干渉についても追加で検討致しました。修正箇所は、資料 4-2 の p. 11, 12（基地局・移動局両方を記載）、p. 13（干渉検討は基地局のみとする、という記載を削除）、p. 20～26（移動局との与干渉・被干渉検討内容の追加）となります。</p>
資料 2-5	40, 45	<p>【資料 2-6 質問の続き】 XGP 側も同様な送信電力変動に対してキャリアセンスを変動させる仕組みが書いてあるが、小電力化した場合の許容偏差については、記載がない。 両システムとも、送信電力の変化に伴い、キャリアセンスレベルを変動させる仕組みは、共存のために新しく、良い考えと思いますので、機能がうまく活かせるのか？うまく実現できるものか？を確認しておきたいための質問です。</p>		<p>sXGP の仕組みは、LTE をリファー予定です。 移動局側の送信電力の制御は、基地局より細かく制御されます。LTE 端末（移動局）の試験に送信電力制御は、1dB ステップで行う試験がありますので、電力を下げてても差異が大きくなることはありません。 一方、基地局側は、送信電力の低減については現状、LTE 側で試験規格がないので、低減時、ある範囲内になることの試験が別途必要と考えます。</p>

【第2回作業班】

資料番号	ページ数	質問・指摘事項（議事録より）	反映箇所	回答
資料 2-4	22	22 頁の 5MHz キャリアのスプリアス強度の許容値の記載については、移動局のみリソースブロックを制限すると書いてあるが、TDD 方式なので妨害帯域には基地局から信号がある程度出ると思われるが、端末側はリソースブロック制限が行われないので当然影響が増すと思うが、その辺りについてはどのようにお考えか。		<p>移動局側からの電波は RB を制限すると第 2 回作業班まで説明してきましたが、RB を制限しない条件においてキャリアセンスレベルを再検討した結果、RB 制限しなくても問題無いことが判明致しましたので、第 3 回作業班にてその旨説明させて頂いております。</p> <p>キャリアセンスにより、PHS 制御 CH がいない場合 (PHS が運用されていない場合) のみ sXGP を運用致しますので、PHS に対する干渉影響は回避できるものと考えます。</p>
資料 2-4	26	26 頁について、公衆 PHS の欄は1つしかないが、隣接と同一帯域で 2 つの帯域が存在している。同一の周波数を計算して最悪値として取り扱うことで隣接についてはそこに包含されるという意味なのか。またそうでないのであれば公衆 PHS の欄は2つ必要ではないか。	資料 4-2 P9	資料 4-2 の p. 9 のように、公衆 PHS の欄を自営バンド・公衆バンドの 2 つに分けました。
資料 2-4	30	30 頁について、「sXGP 方式移動局との与干渉・被干渉～」の記載について、「人体吸収損を見込めるため、干渉検討は基地局とする」とあるが、基本的には計算結果を示すべきで、計算をやらないのであれば、やらない根拠は最終的には報告書に示すべきである。	資料 4-2 P11-13, 20-26	<p>当初、移動局は基地局に比べて人体吸収損を見込むことができるため、基地局のみの干渉検討を行えば移動局の干渉の影響はそれに含まれると考えていましたが、改めて sXGP 移動局との与干渉・被干渉についても追加で検討致しました。修正箇所は、資料 4-2 の p. 11, 12（基地局・移動局両方を記載）、p. 13（干渉検討は基地局のみとする、という記載を削除）、p. 20～26（移動局との与干渉・被干渉検討内容の追加）となります。</p> <p>移動局と 1.7GHz/2GHz 携帯との与干渉・被干渉検討においてモンテカルロシミュレーションを行っていますが、その詳細については p. 23～26 に記載しております。もっとも厳しい条件である 1.7GHz 携帯との組み合わせで問題無いことから、それ以外の組</p>

			み合わせでも問題無いと判断致しました。
--	--	--	---------------------

【第3回作業班議事録】

資料番号	ページ数	質問・指摘事項（議事録より）	反映箇所	回答
資料 3-3	17	P17 のマスクの表について、基地局側と移動局側の表があるが、移動局の方において規制を緩和しようとしているレベルの帯域の数字が1906. 4MHzとそれに対向するところが1892. 2MHzとなっているが、基地局側では1906. 3MHzと1892. 3MHzとなっており移動局側の周波数が広がっているがこれはなにか理由があるのか。	資料 4-2 P4	スプリアスマスクについて見直しをしました。それぞれの数字根拠について、資料 4-2 の p. 4 に記載致しました。
資料 3-3	17	移動局の条件を緩和したいから周波数を広げたいという考えは、干渉を受ける側としては、勝手に広げているだけのように感じる。根拠としてはもう少し明確なものを示していただきたい。	資料 4-2 P2, 4	スプリアスマスクの数字根拠について、資料 4-2 の p. 2, 4 に記載致しました。
資料 3-3	32	誤記の確認だが、P32 において条件2の図で DECT 通話チャンネルとかいてある緑色の矢印がsXGP 基地局からsXGP 移動局へ引かれているがこれは誤記であれば訂正頂きたい。	資料 4-2 P2	sXGP 通話チャンネルの誤記です。資料 4-3 の p. 2 にて修正済みです。